

# これだけは知っておきたいハンセン病問題

感染症等  
病気を理由とした  
差別をなくそう

## 1 ハンセン病とは、どんな病気でしょうか？

ハンセン病に対し、国は、明治時代以降、「終身強制隔離」、「患者絶滅政策」といった患者や回復者、その家族等の人権を無視した政策をとってきました。昭和に入り、特効薬が開発された後も、その政策は続き、平成8年、ようやく終わりを迎えました。(次頁3参照)

この政策を止められなかったのは、なぜでしょう？ 政府だけの責任でしょうか？

国民の無知や無関心、そして、それに基づく偏見・差別…。

私たちは、決して過ちを繰り返してはいけません。

- 1.1 ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる感染症。かつては「癩(らい)病」と呼ばれていた。
- 1.2 発病すると、手足などの末梢神経がまひを起こしたり、皮膚に様々な病的な変化がおこったりする。
- 1.3 感染症だが、**感染力が非常に弱く**、日常生活で**感染することはほとんどない**。  
仮に感染しても**発病することは極めてまれ**。  
ハンセン病療養所で毎日患者さんたちと接してきた職員のうち、発病した人はこれまで1人もいない。  
令和6年5月1日現在約720名の入所者がいます(平均年齢:88歳超)。(厚生労働省:発表)
- 1.4 万が一発病しても、優れた**治療薬で治る**。
- 1.5 早期に発見し、適切な治療を行えば、**後遺症が残ることはない**。

## 2 国際的な視点で考えると

- 2.1 日本では、ハンセン病を新たに発症する患者は年間数人程度。  
感染しても発病することはまれであり、早期に発見し、適切な治療を行うことにより、後遺症もなく、治癒するという状況。
- 2.2 世界ではハンセン病患者が多く存在している。  
新規患者数は年間約14万人(2021年、WHO)。\*  
主な国の年間の新規ハンセン病患者数は、インドで約7.5万人、ブラジルで約1.8万人、インドネシアで約1.1万人など。\*  
\*国立感染症研究所 HP より抜粋。



岐阜市の人権啓発シンボルマーク

「あったかハートちゃん」

(このキャラクターは、平成15年度(2003)に岐阜総合学園の生徒がデザインしてくれました。)

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/index/1841-infectious-diseases/disease-based/ha/leprosy/lrc.html>)

### 日本国憲法

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

### 3 ハンセン病の歴史と隔離政策(ハンセン病問題の歩み)

明治 6 年	1873	アルマウエル・ハンセンが、らい菌を発見する。	
明治 40 年	1907	法律「癩予防ニ関スル件」が制定される。	全国に5つの療養所を設置する。 放浪しているハンセン病患者を収容して一般社会から隔離する政策を始める。
昭和 6 年	1931	「癩予防法」(旧法)が制定される。 (癩予防ニ関スル件の改正)	各地に国立の療養所を設置する。 全てのハンセン病患者を強制的に入所させる政策が進められる。
昭和 11 年	1936	「無癩県運動」が本格化する。	保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた療養所に連れて行くという光景が、人々の心の中にハンセン病に対する恐ろしいイメージを植えつけ、偏見や差別を助長させる。
昭和 18 年	1943	プロミンのハンセン病治療への有効性が発表される。	
昭和 20 年	1945	終戦	
昭和 22 年	1947	「日本国憲法」施行	プロミンの有効性が判明し、日本でも治療が始まる。
昭和 23 年	1948	優生保護法で、ハンセン病も指定される。	
昭和 26 年	1951	全国国立癩療養所患者協議会結成	強制隔離や懲戒検束権の廃止などを求め、「らい予防法」をめぐる闘いに、入所者が立ち上がる。
昭和 28 年	1953	「らい予防法」が制定される。	入所者の反対にかかわらず、隔離政策が続けられる。
平成 6 年	1994	元厚生省(当時)医務局長 大谷藤郎氏が「らい予防法」の全面撤廃を求める私的見解を発表する。	
平成 8 年	1996	「らい予防法の廃止に関する法律」が制定される。 「らい予防法」が廃止される。 隔離政策が終わる。	全国国立ハンセン病療養所所長連盟や日本らい学会も見解を発表する。
平成 13 年	2001	熊本地裁で「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決が出され、国が回復者に謝罪する。	
平成 15 年	2002	熊本県の温泉でハンセン病回復者宿泊拒否事件起こる。	県が知事名の申込書を手渡し、宿泊拒否の撤回を求めましたがホテルは応じなかった。
平成 17 年	2003	ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書が提出される。	
平成 20 年	2008	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定される。	
平成 22 年	2010	国連総会でハンセン病差別撤廃決議が採択される。	
平成 24 年	2012	東京の多摩全生園の敷地内に「花さき保育園」が開園。入所者との積極的な交流を進めている。	

正しく知ることが相手を思いやることにつながります